平成29年度 政策提言書（要約）

公益社団法人 隊友会　公益財団法人 水交会
公益財団法人 偕行社　航空自衛隊退職者団体 つばさ会

1 憲法の改正
2 安全保障法制の充実 グレーゾーン事態に応ずる法的整備
3 日米共同防衛・国際共同行動の実効性の確保
4 防衛体制の強化
5 任務遂行のための環境整備（自衛隊員の処遇改善等）
6 防衛医科大学校の改正

はじめに

本提言書は、隊友会が昭和47年以降行ってきた政策提言を昨年度から偕行社、水交会、つばさ会を加え、4団体合同で実施する2回目の政策提言書であり、昨年より多くの意見や要望が出され、密度の濃い議論が行われたと考えております。

本提言書においては、国内外の情勢を踏まえて、中・長期的な展望に立脚し、憲法に関するものから、防衛政策、防衛力整備、自衛隊員の処遇等に関することまで広範なものについて提言を行っております。

本年は、以下の6項目の政策について提言します。

1 憲法の改正

本年5月、総理が、2020年までに憲法改正を実現する方針を表明され、また、憲法9条について自衛隊の存在を何らかの形で規定する方針を打ち出されたことは、我々のこれまでの提言とも方向性が一致し、評価すべきものであります。

また、我々がこれまで主張してきた以下の4項目についての改憲議論を大いに加速させるものと期待されます。

(1) 国を防衛する実力組織を軍（国防軍）として憲法に明記

国家の最も基本的な役割は、国際社会における国家の存立を全うすることにあり、そのための最終的な実力組織である自衛隊の存在は、国民の中に定着してきました。

しかし、集団的自衛権、武器使用要件などいくつかの憲法由来の問題が存在します。

また、自衛隊は国外においても国際平和協力活動等を通じて、多大な成果を収めるとともに、国内外から高い評価を得てきました。

しかし、自衛隊は国外では軍であるが国内的には軍ではないとされ、国際社会から国際標準による軍とは異なる組織・行動をするのではないかとの疑問を抱かれる可能性があります。今後の海外での活動に支障をきたさないためにも、憲法上の地位の確定が必要です。

憲法公布から71年を経過し、国民の憲法に対する認識は大きく変化し、いくつかの新憲法草案等の提示・提言など、改正に向けた歩みは着実な進展を見せております。

このような国内外情勢等に鑑み、憲法第9条を改正し、「国を防衛するための実力組織」の保持を軍（国防軍）として憲法に明記し、その地位・役割を明らかにするよう提言します。

(2) 軍（刑）法や軍事裁判所などの軍事司法制度の整備

実力組織（軍）の行動に係る刑法には、軍人は命の危険を顧みず任務に当たり、時として部下に死を賭しての任務遂行を求めるという、軍事組織の特殊性が十分考慮されていなければなりません。加えて、裁判の実施に当たっては、組織・任務の特性による秘密保全の確保、作戦行動に及ぼす影響への配慮、軍紀の堅持等のための迅速性の確保等が要求されます。

従って、各種出動時等における実力組織の構成員（軍人）の行動を厳格に律し、その行動の正当性を担保する軍（刑）法を制定するとともに、その裁判を所掌する軍事裁判所の設置を憲法に規定すること、その際同時に、部隊及びその構成員の義務・責任に相応しい栄誉と処遇に関する諸規程を整備することを提言します。

(3) 緊急事態条項の整備

国家緊急事態の際、国をするためには、たとえ法律で国民の権利・自由も、憲法に根拠規定がなければ違憲とされる恐れがあり、緊急権を発動すべく国として最善の対処ることは困難であると考えられます。かかる観点から、憲法に緊急事態条項を整備することを提言します。

(4) 国民の国を守る義務の明記

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するためには、国民自らが国を守る義務を負うことを認識することが不可欠です。また、国の防意識の高揚が極めて重要です。

かかる観点から、憲法に国民の国を守る義務を明確に定めることを提言します。

2 安全保障法制の充実 グレーゾーン事態に応ずる法的整備

平成27年9月の平和安全法制の成立により、平時から有事に至る事態において切れ目のない対応や限定的な集団的自衛権の行使が可能となりました。

一方で近年の国際社会においては、戦争には至らない紛争（グレーゾーン事態）が大半を占めるようになり、我が国においても、防衛出動を発令するまでには至らないものの警察や海上保安庁だけでは十分な対応が取れないという事態に対して、国際法上許容される範囲で適切に対応する必要があります。

かかる観点から以下の5点を提言します。

その第1は、「警戒監視」の任務化です。これまで自衛隊が実施してきた周辺海空域における「警戒監視」は、領域警備に限らず防衛諸活動の起点となる活動ですが、対領空侵犯措置任務に基づく対空警戒監視以外の活動は、防衛省設置法の「調査・研究」を根拠にしており、活動の位置付けや権限が必ずしも明確ではありません。平時において最も重要な活動である「警戒監視」を自衛隊法第6章の自衛隊の行動として規定するとともに、第7章で警戒監視行動時の権限として、「海上における治安の維持に影響を及ぼすおそれのある船舶（外国の軍艦、公船を含む）に対する質問権」を規定することを要望します。

その第2は、「海上警備行動時の権限強化」です。海上警備行動に従事する自衛艦であっても、不法行動を行う外国軍艦や公船に対して取り得る手段は「警告」と「退去要求」を行うことだけです。このため、海上警備行動時の権限として自衛隊法第90条と同等の武器使用権限を規定し、最低限の実力行使を可能とする体制を整備されるよう要望します。

その第3は、「新たな状況に対応する対領空侵犯措置等の充実」です。東シナ海及び尖閣周辺における中国の航空活動は増々活発化しており、今後は無人機等を含め領空侵入を繰り返す恐れがあり、隊員が迷うことなく任務を遂行できるよう、先進国が採用している「行ってはならない禁止事項」を規定したネガティブリスト方式への変更を要望します。

その第4は、「自衛隊と他機関との連携等」についてです。

自衛隊と警察、海上保安庁及び消防の連携や相互運用性の向上のために、共同訓練・演習の実施、更には法令の整備が必要です。これは、離島防衛や大量難民の流入対処等の事態に備える上で必要であり、体制を整備されるよう要望します。

第5として、平時における限定的な自衛権の行使を前提とした「グレーゾーン事態における新たな権限を自衛隊に付与する法制の枠組み」についても、様々な観点から検討を深められることを要望します。

3 日米共同防衛・国際共同行動の実効性の確保

(1) 日米安全保障条約の改定検討

平成27年4月に新たな「日米防衛協力のための指針」（以下、「指針」）が了承されました。

「指針」は、日米同盟がアジア太平洋及びこれを超えた地域に対して前向きに貢献し続ける国際的な協力の基盤であるとの認識をもとに見直されたものであります。

「指針」は、日米安全保障条約を前提にし、両国の権利・義務の上に成り立っているものです。

有事における共同作戦の立案等により米軍と調整する自衛官にとって、条約上の権利・義務が明確であることが重要です。

また、この条約は、極東における国際の平和及び安全の維持を基盤としており、地域及びグローバルな安全保障環境の変化に対応させる必要があります。

かかる観点から日米安全保障条約そのものの改定についても検討が進められることを提言します。

一方、「指針」において日米協力の実効性を確保するための調整メカニズム、共同計画策定等の取り組みが明記されましたが、同盟調整メカニズムの具体的な活用目的とし抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動を含む同盟としての適切な対応を実施するための方法を立案すること」が挙げられ、日米間で実効性のある抑止行動にかかる選択肢を準備しておくことを提言します。

(2) 国際平和協力活動等における武器使用基準の見直し

平成27年の平和安全法整備では、自衛隊の国際平和協力活動が拡充され、国連PKO等において実施できる任務（いわゆる安全確保、駆けつけ警護）が拡大され、任務に必要な武器使用権限の見直しも行われています。

しかし、武器使用権限については、このようなポジティブリスト方式の規定では運用に限界があり、隊員が迷うことなく任務を遂行できるよう、先進国が採用している「行ってはならない禁止事項」を規定したネガティブリスト方式への変更を要望します。

4 防衛体制の強化

(1) 着実な防衛力の整備

国家の安全保障は、国防衛予算は、公表ベースで日本円に換算して約17兆1、000億円です。これは約4兆9、000億円の我が国の防衛予算の約3・5倍にも達します。

このペースで行くと10年後には、その差が5～9倍になるとも言われています。

その際、25大綱において、統合運用の観点から、装備品の特性に応じて随意契約を活用、拡大することをより促進すべきです。

さらに、平成27年度から始まった長期契約につきましては、為替や材料費等の変動要因がある中、また次の契約への保証がない状態において、企業にとって10％削減ありきの契約は防衛事業に対するインセンティブの喪失や企業体力を著しく消耗することにもなりかねず、この10％削減についての撤廃を強く要望します。

第4は、研究開発、そのうちの将来戦闘機の開発に関することです。防衛省は、「平成30年度までに国際、国産開発に関わる最終判断を行う。」としています。本事業は国家プロジェクトともいうべき最重要案件です。開発が計画通り進捗するように予算上の配慮を要望します。

第5は、艦艇建造における契約方式の見直しです。

平成10年度までは、艦船建造請負契約が、随意契約であり、新型艦計画時、建造予算要求の4～5年前の構想研究の段階から護衛艦等の運用者が求めている技術的ニーズを適正確実に認識できる機会がありました。

また、護衛艦等の一番艦においては、労務借り上げ契約が実施され、参加している官民の設計・技術者が一体となって英知を設計に反映させるとともに、オール日本として建造技術の伝承・継承が行われ、人材の育成に大きく貢献していました。

しかしながら、平成11年以降は、艦船の請負契約が指名競争に付されることとなりました（競争入札方式）。このことにより、艦船建造造船所に熾烈な受注競争が生起し、当該造船所ごとに艦船技術の厳格な囲い込みが行われるようになり、過当競争を生起し、メーカーの利益低下、ひいては防衛基盤の沈下（品質低下・事業嫌気）につながるという弊害・危機に瀕しています。

現在、防衛省は2018年度以降に建造することを想定した新護衛艦（新艦艇）について、新たな契約方式を試みています。しかしながら、この方式がこれまでの競争入札方式の弊害を抜本的に改善することができるかについては、不透明です。

いずれにせよ、国産の艦船建造にかかる技術基盤の維持のためにも、かつての随意契約（大臣指示）方式に基づく「オール日本としての建艦体制」の復活が必要であり、引き続き抜本的な見直しを強く提言します。

※1 FMS（Foreign Military Sales）：米が武器輸出管理法に基づいて、友好国に対して有償で行う軍事援助

※2 IMET（International Military Education and Training）：米の同盟国及び友好国の軍関係者に、米の軍事教育機関などへの留学、研修の機会を提供する制度

(2) 防衛産業の維持・育成

防衛力整備には、防衛開発による装備品を少しでも多く導入すること、また、FMS調達する装備品についても、国内企業が米国企業のパートナーとして製造に参画できるように、米との調整を進めることです。

第2は、防衛装備品の国外移転、共同開発に関することで、防衛装備品の国外移転に関しては、防衛省が主務官庁として装備品や部品等を国外移転できる制度を速やかに整備することが必要です。例えば、米国のFMSやIMET※2などを参考に、体系的かつ効率的に処理できる体制の構築を提言します。

また、その態勢は、官民一体で対応できるように、商社やメーカーの社員を一時的に防衛装備庁職員に身分変更して活用することも必要と考えます。

第3は、契約・調達制度に関することです。

一般競争入札への偏重を改めて、装備品の特性に応じて随意契約を活用、拡大することをより促進すべきです。

さらに、平成27年度から始まった長期契約につきましては、為替や材料費等の変動要因がある中、また次の契約への保証がない状態において、企業にとって10％削減ありきの契約は防衛事業に対するインセンティブの喪失や企業体力を著しく消耗することにもなりかねず、この10％削減についての撤廃を強く要望します。

第4は、研究開発、そのうちの将来戦闘機の開発に関することです。防衛省は、「平成30年度までに国際、国産開発に関わる最終判断を行う。」としています。本事業は国家プロジェクトともいうべき最重要案件です。開発が計画通り進捗するように予算上の配慮を要望します。

第5は、艦艇建造における契約方式の見直しです。

平成10年度までは、艦船建造請負契約が、随意契約であり、新型艦計画時、建造予算要求の4～5年前の構想研究の段階から護衛艦等の運用者が求めている技術的ニーズを適正確実に認識できる機会がありました。

また、護衛艦等の一番艦においては、労務借り上げ契約が実施され、参加している官民の設計・技術者が一体となって英知を設計に反映させるとともに、オール日本として建造技術の伝承・継承が行われ、人材の育成に大きく貢献していました。

しかしながら、平成11年以降は、艦船の請負契約が指名競争に付されることとなりました（競争入札方式）。このことにより、艦船建造造船所に熾烈な受注競争が生起し、当該造船所ごとに艦船技術の厳格な囲い込みが行われるようになり、過当競争を生起し、メーカーの利益低下、ひいては防衛基盤の沈下（品質低下・事業嫌気）につながるという弊害・危機に瀕しています。

現在、防衛省は2018年度以降に建造することを想定した新護衛艦（新艦艇）について、新たな契約方式を試みています。しかしながら、この方式がこれまでの競争入札方式の弊害を抜本的に改善することができるかについては、不透明です。

いずれにせよ、国産の艦船建造にかかる技術基盤の維持のためにも、かつての随意契約（大臣指示）方式に基づく「オール日本としての建艦体制」の復活が必要であり、引き続き抜本的な見直しを強く提言します。

※1 FMS（Foreign Military Sales）：米が武器輸出管理法に基づいて、友好国に対して有償で行う軍事援助

※2 IMET（International Military Education and Training）：米の同盟国及び友好国の軍関係者に、米の軍事教育機関などへの留学、研修の機会を提供する制度

(3) 島嶼部における防衛態勢の強化

中国は、1992年2月に尖閣諸島を中国領とした「領海及び接続水域法」を公布し、我が国領海への断続的侵入を繰り返してきました。

また、A2AD（接近阻止・領域拒否）戦略に基づき、軍の近代化を進めており、近年では南シナ海において岩礁を軍事基地化し米国、南シナ海沿岸諸国との緊張が高まっているほか、昨年6月には中国海軍の情報収集艦が鹿児島県口永良部島西方の我が国領海に侵入する事案が発生する等、我が国を取り巻く環境は日に日に不安定化しております。

さらに、中国は昨年7月にオランダ・ハーグの仲裁裁判所が下した判決（南シナ海をほぼ囲い込む境界線「九段線」は「歴史的な権利を主張する法的根拠はない。」などとする判決）を無視する等、国際社会の秩序を一方的に乱す行為を行っています。

このように中国は明らかに話し合いによる解決から力による解決へと移行しており、これに対抗するための防衛力整備は増々重要となってきました。

従って、以下の4項目を提言します。

第1は、25大綱では、「各種事態における海上優勢、航空優勢の確実な維持に向けた防衛力整備を優先する。」と明記されており、陸上自衛隊の兵站機能の向上も併せてバランスのとれた防衛力整備を要望します。

第3は、統合機動防衛力発揮のための沖縄での米軍基地（嘉手納基地、キャンプ・ハンセン等）の共同使用の促進や民間空港の使用について提言します。

第4は、島嶼防衛において戦闘の帰趨に大きく影響すると考えられる長射程のロケットについても導入の再検討を強く要望し、ここに提言します。

(4) 着実な弾道ミサイル等の脅威への対応

北朝鮮の高性能弾道ミサイルの保有は、我が国にとって極めて大きな脅威であり、迅速・的確な対応が喫緊の課題です。

現行においては、米軍と連携し、米国の早期警戒衛星等からの情報に基づき共同・統合体制により対処しているところですが、情報の獲得については米国に大きく依存しているのが現状です。

我が国独自で早期警戒衛星情報を入手する手段を構築するには予算の制約から現実的ではないと考えますが、現在、防衛省で進められている宇宙空間での2波長赤外線センサの実証をするための研究などをもって、米国が推進している早期警戒システムの性能向上に一部参画する等、米国と共同した監視体制の構築を提言します。

他方、迎撃態勢は米軍と連携し対応していますが、多数の弾道ミサイルが発射された場合は、対応に限界があります。より、確実な対処ができるように、現在よりも重層的な弾道ミサイル迎撃体制の構築を要望します。

平成30年度予算の概算要求において、新規アセット（イージスアショアを中心に検討）の整備を要求されたことは高く評価するところであり、確実な予算化を強く要望します。

（6面に続く）